

## 田原市企業復興支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災により被災した事業所の復興、再建を支援するため、本市が指定する区域において事業所を開設した者に対し企業復興支援金（以下「復興支援金」という。）を交付することにより、被災事業者の早期復興と国内ものづくり産業の再生に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 復興支援金 事業所を開設した者に交付する立地支援金及び本市に転入する者に交付する移住支度金をいう。
- (2) 被災事業所 東北地方太平洋沖地震による被災若しくは福島第一原子力発電所の事故を受けて定めた警戒区域、計画的避難区域等の指定を受け、立ち入りが禁止又は制限されている区域（以下「避難区域」という。）内にある施設で、法人又は個人がその事業の用に直接供する常時雇用労働者5人以上のものをいう。
- (3) 被災従業員 前号に規定する被災事業所に勤務していた者をいう。
- (4) 固定資産税 田原市市税条例（昭和36年田原町条例第11号）の規定に基づき、事業所の土地、家屋及び償却資産に課される固定資産税をいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条に規定する者をいう。

(指定区域)

第3条 復興支援金の対象とする事業所の設置区域は、田原浦鬼塚地区、東三河臨海田原1区、東三河臨海田原2区及び東三河臨海田原4区（以下「指定区域」という。）とする。

(対象期間)

第4条 復興支援金の交付対象事業は、平成25年3月31日までに事業所を開設し、操業が見込まれるものとする。但し、移住支度金については、事業認定後2年以内とする。

(対象事業者)

第5条 第2条第2号に規定する被災事業所を経営する法人又は個人とする。

(対象事業)

第6条 復興支援金の対象となる事業は、次の各号のいずれかを満たす事業とする。

(1) 立地支援金は、事業者が指定区域内において、新たに土地を取得し事業所を開設し、操業するものであること。

(2) 立地支援金は、事業者が指定区域内において、新たに土地又は家屋を借り受け事業所を開設し、操業するものであること。

2 前項各号に規定する事業所は、次の各号に掲げる事業のいずれかのものでなければならない。

(1) 製造業、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業

(2) 前号に規定する業種のほか、市長が承認した事業

3 移住支度金は、被災従業員の世界帯が田原市に転入するために当

該事業所が被災従業員に支払う移住費用を対象とする。

(復興支援金の額)

第7条 復興支援金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、立地支援金の6年目以降は別表に掲げる額の2分の1の額とする。

(端数計算)

第8条 前条の規定による復興支援金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業認定)

第9条 復興支援金の対象事業として認定(以下「事業認定」という。)を受けようとする事業者は、家屋又は償却資産の工事に着手する日の30日前までに企業復興支援金事業認定申請書(様式第1号)により、市長に申請しその認定を受けるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市長が指定した日とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、企業復興支援金交付事業認定通知書(様式2号)により、適当でないと認めるときは企業復興支援金交付事業不認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 復興支援金は、田原市企業立地奨励金と重複して交付することはできない。

(復興支援金の交付申請等)

第10条 事業認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、各年度の固定資産税の全額が納付された日から3月15日までに、企業復興支援金交付申請書(様式第4号)により市長に申

請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、復興支援金の交付を決定したときは企業復興支援金交付決定通知書（様式第5号）により、不交付を決定したときは企業復興支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、認定事業者に対し通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による復興支援金の交付の決定に条件を付することができる。

（復興支援金交付期間）

第11条 復興支援金の交付を受けることができる期間（以下「支援金交付期間」という。）は、認定事業者が最初に固定資産税を課されることとなる年度から、中小企業者にあつては10年間、中小企業者以外の者にあつては5年間とする。ただし、移住支度金については、当該事業所に勤務する被災従業員が、田原市に転入した年度に限り交付する。

（復興支援金の請求）

第12条 第10条第2項の規定により復興支援金の交付の決定を受けた認定事業者は、通知を受けた日から30日以内に復興支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、直ちにその内容を審査し、請求書受理後30日以内に認定事業者に復興支援金を交付するものとする。

（届出の義務）

第13条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実の発生後30日以内に市長に必要な事項を

届け出なければならない。

- (1) 第9条第1項の申請内容（添付書類を含む。）に変更があったとき。（様式第8号）
  - (2) 事業所の開設等の工事に着手したとき。（様式第9号）
  - (3) 事業所の開設等の工事が完了したとき。（様式第10号）
  - (4) 操業を開始したとき。（様式第11号）
  - (5) 復興支援金交付期間中に当該事業所の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したとき。（様式第12号）
  - (6) 相続、譲渡、合併その他の理由により、企業の名称等に変更を生じたとき。（様式第13号）
- （認定の取消し等）

第14条 市長は、復興支援金交付期間中に認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定、若しくは交付の決定を取り消し、復興支援金の交付を停止し、又は既に交付した復興支援金の全部、若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 復興支援金交付期間中において、事業認定に係る事業所の全部若しくは一部の操業を休止し、若しくは廃止し、又は当該事業所を他に譲渡したとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により復興支援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 認定事業者が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損う行為を行ったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 前項の規定による認定、若しくは交付の決定の取消し、又は交付の停止は、企業復興支援金認定取消等通知書（様式第14号）によるものとし、復興支援金の返還の命令は、田原市企業復興支援金返還命令書（様式第15号）によるものとする。

（移住支度金の返還）

第15条 認定事業者は、移住支度金の交付後1年以内に交付対象従業員が転出した場合は、対象となる移住支度金を返還しなければならない。

（遅延利息）

第16条 第14条第2項及び第15条の規定により復興支援金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（権利の譲渡の禁止）

第17条 この要綱の規定による復興支援金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の継承）

第18条 認定事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに認定事業者承継承認申請書（様式第16号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併した場合 合併後存続する法人又はその合併に

より設立された法人

(3) 法人が分割した場合 その分割により事業を承継した法人

(4) 営業する権利を譲渡した場合 その譲受人

2 市長は、前項の申請を受け、承認した場合は、認定事業者承継承認通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（報告及び調査）

第19条 市長は、認定事業者又は認定を受けようとする事業者に対し、操業状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

別表  
(第7条関係)

【立地支援金】

区 分	対象となる 固定資産	復興支援金の額	特記事項
第6条第1項第1号の事業	取得した土地、家屋及び当該家屋に帰属する償却資産(ただし償却資産は3年間のみ対象とする。)	当該固定資産に課された固定資産税の納付額に相当する額	
第6条第1項第2号の事業	借り受けした土地及び借り受けした家屋若しくは開設した家屋と当該家屋に帰属する新たに取得した償却資産(ただし償却資産は3年間のみ対象とする。)	当該固定資産に課された固定資産税の納付額に相当する額	借り受けした土地、家屋の所有者が当該固定資産税を滞納している場合は、交付することができない。

【移住支度金】

費用区分	移住支度金の上限額(1世帯あたり)	
	単身者	左記以外
事業所が被災従業員に支給した移住費用の1/2以内	100,000円	200,000円